

許認可等の内容	特定農地貸付けに関する承認		
根拠法令及び条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条第３項		
担 当 課	農業委員会事務局	処 分 権 者	農業委員会
標準処理期間	40 日	設 定 日	平成６年 10 月 1 日
審 査 基 準 法第３条第３項各号に掲げる要件に該当するかどうかについて、審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。 １ 法第３条第３項第１号に規定する「適切な位置」については、その地域の農用地の保有・利用の状況、将来の見通し、農業者の農業経営に関する意向等からみて、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさないような位置にあるかどうかにより判断することとし、「妥当な規模」については、周辺の農用地の利用の状況等によって異なるので一概にはいえず、個別具体的に周辺の産業としての農地利用に与える影響、利用者の数等を勘案する。 ２ 法第３条第３項第２号に規定する「募集及び選考の方法が公平かつ適正」であるとは、特定農地貸付けが一般公衆に広く農業体験の機会を持ってもらうという趣旨のものであることにかんがみ、特定の者のみに利用が集中することのないようにするためのものである。また、特定農地貸付けの対象を老人、学童等の利用のみに限定すべきではないが、これらの者を優先することもある。 ３ 法第３条第３項第３号に規定する「特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切」であるとは、具体的には、貸付条件が違法不当でないこと、借受者の利用状況を見回り必要な指導を行うための指導員の配置等により、借受者による農地の適切な利用を確保することができると認められること、特定農地貸付けの用に供する農地について権利を有しているか又はその権利の取得が確実であると見込まれること等をいうものである。 ４ 法第３条第３項第４号に規定する「政令で定める基準」は、特定農地貸付けの用に供する農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこととされている。 変更日 平成21年12月15日			

許認可等の内容	特定農地貸付けの変更の承認		
根拠法令及び条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第４条第１項		
担 当 課	農業委員会事務局	処 分 権 者	農業委員会
標準処理期間	40 日	設 定 日	平成６年 10 月 1 日
審 査 基 準 「特定農地貸付けに関する承認」の審査基準を準用する。 なお、変更に係る農地の規模や位置等からみて、当該特定農地貸付けが変更前の特定農地貸付けと同一性を有しているかどうかを加味して判断する。 変更日 平成９年７月 19 日			

農委－３

許認可等の内容	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認		
根拠法令及び条項	土地改良法第３条第１項第２号		
担 当 課	農業委員会事務局	処 分 権 者	農業委員会
標準処理期間	７日	設 定 日	平成６年１０月１日
審 査 基 準 所有権以外の権原に基づき使用及び収益の目的に供される農用地等について土地改良事業に参加する資格を有する者は、原則として使用収益権者である。ただし、所有者からの申出があり、かつその申出が相当であって、これを農業委員会が承認した場合には、土地改良事業に参加する資格を有する者は所有者となる。 ここで、「相当」とは、農地法第１８条に規定されている農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等が許可された場合その他所有者を参加させることが土地改良法の目的に照らして妥当と認められる場合である。 なお、申請の手続については、法施行規則第２条第１項に定めるところにより行われていること。 変更日 平成２３年１１月３０日			

農委－４

許認可等の内容	農用地の一時貸付けに係る事業参加資格の承認		
根拠法令及び条項	土地改良法第３条第３項		
担 当 課	農業委員会事務局	処 分 権 者	農業委員会
標準処理期間	７日	設 定 日	平成６年１０月１日
審 査 基 準 賃貸人又は貸主が法第３条第３項の規定する場合に該当するかどうかを審査し、決定する。 ここで、法第３条第３項の「賃貸人」「貸主」とは、それぞれ賃貸借、使用貸借により農地を貸し付けた者をいい、借受人が転賃した場合も含む。 また、理由については、法第３条第３項及び法施行規則第５条第１項各号に規定されている疾病、就学、選挙による公務就任等により自ら耕作又は養畜の業務を営むことができないことが必要である。 変更日 平成２３年１１月３０日			

農委-5

許認可等の内容	農地中間管理機構の借受農用地の事業参加資格の認定		
根拠法令及び条項	土地改良法第3条第4項		
担当課	農業委員会事務局	処分権者	農業委員会
標準処理期間	7日	設定日	平成6年10月1日
審査基準 農地中間管理機構がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていない場合又は農地中間管理事業の実施により貸し付けるまでの間一時他人に貸し付け、耕作又は養畜の目的に供した場合には、農業委員会はその旨が事実であるかどうかを確認するものとする。 変更日 平成23年11月30日 変更日 令和2年4月1日			

農委-6

許認可等の内容	農地等の権利移動の許可		
根拠法令及び条項	農地法第3条第1項		
担当課	農業委員会事務局	処分権者	農業委員会
標準処理期間	30日	設定日	平成6年10月1日
審査基準 法第3条第2項各号に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、「農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日12構改B第404号各都道府県知事あて農林水産事務次官通知）」の第3による。 変更日 平成13年4月1日 変更日 平成24年9月1日			

農委-7

許認可等の内容	農地等を転用するための許可		
根拠法令及び条項	農地法第4条第1項		
担 当 課	農業委員会事務局	処 分 権 者	農業委員会
標準処理期間	50日	設 定 日	平成16年11月1日
審 査 基 準 法第4条第2項各号に該当するかどうかについて審査し、決定する。 具体的には「農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日12構改B第404号各都道府県知事あて農林水産事務次官通知）」の第6による。 変更日 平成23年11月30日			

農委—8

許認可等の内容	農地等を転用するための許可		
根拠法令及び条項	農地法第5条第1項		
担 当 課	農業委員会事務局	処 分 権 者	農業委員会
標準処理期間	50 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 法第5条第2項各号に該当するかどうかについて審査し、決定する。 具体的には「農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日12構改B第404号各都道府県知事あて農林水産事務次官通知）」の第7による。			
変更日 平成 23 年 11 月 30 日			